

令和3年度

# 米子市特定空家等除却支援事業

保安上著しく危険な状態の特定空家等を除却するときの費用の一部を補助します

上限：**120**万円

補助率：**4/5**

## 補助対象者

- (1) 特定空家等の**所有者等**
- (2) 所有者等から**委任を受けて**、事業を行う**除却事業者**

## 対象となる特定空家等

法に規定する「特定空家等」のうち、**保安上著しく危険**であって、指導又は勧告を受けたもの

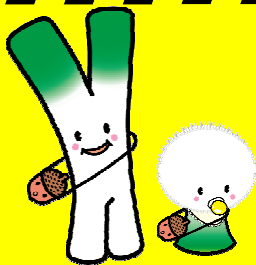
## 対象事業

特定空家等の**除却**(建築物の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地)

## 補助金額

補助対象経費の額又は国が定める標準除却費のいずれか低い額に5分の4を乗じて得た額で、**120万円を限度**とする

- 除却工事に着手する前に、補助金の交付申請が必要です！  
申請前に工事に着手した場合は、補助金を受けられません。
- 補助金が不交付となった場合でも、空き家等の安全性を保障するものではなく、所有者等は引き続き空き家の適切な管理に努めていただく必要があります。
- 空き家を除却することで、土地の固定資産税が増える場合があります。

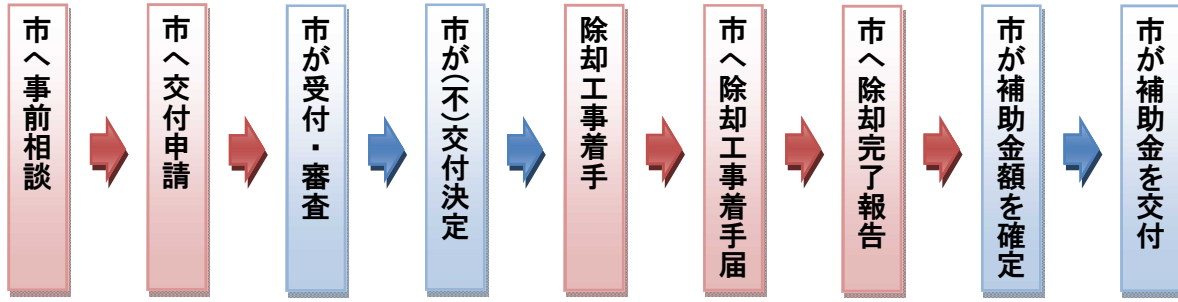


✳ 米子市 都市整備部 住宅政策課 ☎ 0859-23-5288

〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地

## 申請等手続きの流れ

補助金を受けるには市への「**事前相談**」が必要です。



## 補助金交付申請

必要書類一覧(提出前に□に✓を記入してください)	
<input type="checkbox"/>	特定空家等除却支援事業補助金交付申請書 (別記様式第1号)
<input type="checkbox"/>	補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
<input type="checkbox"/>	交付対象特定空家等の位置図及び現況写真
<input type="checkbox"/>	特定空家等の登記事項証明書又は特定空家等の所有者であることがわかるもの(交付申請者が相続人である場合は、相続人であることがわかるもの)
<input type="checkbox"/>	所有者等の委任状(所有者等から補助事業について委任を受けた者が申請する場合に限る)
<input type="checkbox"/>	権利関係者全員の同意書(交付申請者以外に権利関係者が存する場合に限る)
<input type="checkbox"/>	そのほか、市長が必要と認める書類

## 除却工事着手時

必要書類一覧(提出前に□に✓を記入してください)	
<input type="checkbox"/>	特定空家等除却支援事業着手届出書(別記様式第3号)

## 除却完了報告

必要書類一覧(提出前に□に✓を記入してください)	
<input type="checkbox"/>	特定空家等除却支援事業実績報告書(別記様式第4号)
<input type="checkbox"/>	特定空家等除却支援事業収支決算書(別記様式第5号)
<input type="checkbox"/>	事業報告書(別記様式第6号)
<input type="checkbox"/>	補助事業に係る請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	補助事業が完了したことがわかる写真
<input type="checkbox"/>	補助事業に係る領収書の写し(所有者等の場合)
<input type="checkbox"/>	補助事業に係る請求書の写し(所有者等から委任を受けた除却事業者の場合)
<input type="checkbox"/>	特定空家等除却支援事業補助金の支払請求書
<input type="checkbox"/>	そのほか、市長が必要と認める書類

- 実績報告の締め切りは、工事完了日から30日以内に提出する必要があります。
- 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、その全額又は一部を返還していただくことがあります。

お問い合わせ先

米子市 都市整備部 住宅政策課 ☎ 0859-23-5288  
〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地

